

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条令に基づき、固定資産税の賦課及び徴収(口座振替事務及び過誤納金の還付充当処理を含む)並びにそれらに伴う調査及び証明書の交付、課税台帳・土地台帳等の閲覧提供を行う。</p> <p>・法律に基づく官公庁からの調査に対し回答を行う。</p> <p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①固定資産所有者の特定 ②相続財産となった固定資産の相続人の特定 ③納税管理人の特定 ④固定資産税の減免対象者の把握及び減免要件の判定 ⑤督促、催告及び滞納処分</p>
③システムの名称	固定資産税システム、収滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項(平成26年内閣府・総務省令第5号(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令)第16条) 対象となる事務: 地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 法律及び省令: 番号法第19条第8号 別表第二の27の項(平成26年内閣府・総務省令第7号(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)第20条第5号) 対象となる情報: 生活保護実施関係情報</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名張市市民部 課税室(資産税担当) 収納室
②所属長の役職名	課税室資産税担当室長 収納室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名張市市民部 名張市鴻之台1番町1番地 課税室 0595-63-7437 収納室 0595-63-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名張市市民部 名張市鴻之台1番町1番地 課税室 0595-63-7437 収納室 0595-63-7439

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I. 5. ②所属長	収納室長 山口敦司	収納室長 田中弘二	事後	
平成28年6月24日	II. 1. いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成27年10月31日 時点	事後	
平成28年6月24日	II. 2. いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成27年10月31日 時点	事後	
平成29年6月23日	I. 2特定個人情報ファイル名	個人住民税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	固定資産税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル	事後	
平成29年6月23日	I. 5. ② 所属長	収納室長 田中弘二	収納室長 福西善久	事後	
平成29年6月23日	II. 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
平成29年6月23日	II. 1. いつの時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成29年4月7日 時点	事後	
平成29年6月23日	II. 2. いつの時点の計数か	平成27年10月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	課税室資産税担当室長 山下浩治 収納室長 福西善久	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	課税室資産税担当室長 収納室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和2年5月18日	II. 1. いつの時点の計数か	平成29年4月7日 時点	令和2年4月6日 時点	事後	
令和2年5月18日	II. 2. いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年5月25日	II. 1. いつの時点の計数か	令和2年4月6日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年5月25日	II. 2. いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	I. 4. ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 法律及び省令： 番号法第19条第7項 別表第二の27の項(平成26年内閣府・総務省令第7号(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)第20条第5項) 対象となる情報： 生活保護実施関係情報	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 法律及び省令： 番号法第19条第8号 別表第二の27の項(平成26年内閣府・総務省令第7号(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令)第20条第5号) 対象となる情報： 生活保護実施関係情報	事後	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和4年6月10日	II. 1. いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II. 2. いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月9日	II. 1. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月9日	II. 2. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	